

(定義)

第1 この指針において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例及び安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(関係地域の範囲)

第2 規則第12条の関係地域は、次に掲げる一般廃棄物の処理施設の種類の従い、当該各号で定める距離（いずれも処理施設の存する事業場の敷地と隣地との境界線（以下「敷地境界線」という。）からの水平距離とする。）内に存する安曇野市自治基本条例（平成29年3月24日条例第4号）第3条第7号に掲げる区を基本とする。ただし、これらの距離はあくまでも目安であり、事前手続を行う際に、この外側に利害関係を有することを主張する者がある場合には、これを尊重するものとする。

(1) 積替保管施設概ね50メートル

(2) 廃棄物焼却炉等のばい煙を発生する施設次に掲げる区分に従い、当該アからウまでに定める距離

ア硫黄酸化物の最大着地濃度出現距離を推測できる場合当該距離（当該距離が500メートルを下回る場合は概ね500メートル）

イ排出ガス量等を推測しがたい場合計画煙突高さの30倍に当たる距離（当該距離が500メートルを下回る場合は概ね500メートル）

ウ排出ガス中の硫黄酸化物の排出量が大气污染防治法第3条第1項の規定による排出基準値の概ね10%以下になることが見込まれる場合ア及びイの規定にかかわらず、概ね500メートル

(3) 堆肥化施設等の臭気について配慮を必要とする施設次に掲げる区分に従い、当該アからウまでに定める距離

ア処理能力が5トン/日未満の場合概ね500メートル

イ処理能力が5トン/日以上の場合概ね1キロメートル

ウ悪臭の発散を防止するための設備を備え、かつ、負圧に保たれた処理施設内で悪臭を生じる作業が行われる場合ア及びイの規定に関わらず、第5号で定める距離

(4) 最終処分場概ね1キロメートル

(5) 第1号から前号までのいずれにも該当しないもの概ね200メートル

2 放流水を排出する処理施設（処理施設からの放流水が公共の水域に流入する場合に限る。）にあっては、前項に定めるところによるほか、当該公共の水域における低水量が放流水の量の概ね100倍となる地点（水量等を推測しがたい場合にあっては放流地点からの流下距離が概ね1キロメートル）までの水域（当該水域の底面及び沿岸（水に常時接す

る部分に限る。)を含む。)を関係地域とする。

3 市長は、関係地域を決定するときは、前項までに定めるところによるほか、地形、処理施設の種類、処理を行う廃棄物の種類、処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）等を総合的に勘案するものとする。